

茅野都市計画地区計画の決定（茅野市決定）

【宮川茅野地区】

地区計画を次のように決定する。

名 称	宮川茅野地区地区計画	
位 置	茅野市宮川字銭場、南通、六首川、東町、東町裏、筒口、西町、西町裏、宿尻、脊戸、家下、の各一部	
面 積	約4.3ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、茅野市の中心市街地に位置し、JR茅野駅から南に約0.7kmの地点にあり、寒天製造業を中心に発展した宮川商店街を含む地域である。</p> <p>そのため、道路拡幅や造成後に予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、地域の歴史を踏まえた沿線の良好な街並みを形成するとともに、地区の快適性や安全性の向上を図り、甲州街道の宿場町として栄えた地域の伝統文化を感じ、日常的な賑わいのある調和のとれたまちづくりを目指す。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	都市計画道路上川橋線の沿線は、商業地としての利用を図り、歴史を感じさせるにぎわいのまちづくりを進める。国道20号沿線は商業地、業務地として秩序ある街並み形成を目指す。住宅地区は、良好な居住環境が形成、保全されるよう誘導する。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により道路、公園、水路の公共施設を整備し、魅力ある秩序の取れた街づくりを目指す。
	建築物等の整備の方針	<p>良好な街並みを形成するため、建物等の整備方針として以下のものを設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画道路上川橋線沿線については、ゆとりある街並み景観の形成を図るために、壁面の位置の制限や建築物の高さの最高限度を定める。 2 地域の歴史と調和した景観形成を図るために、建築物の色彩の制限や屋外広告物の制限を定める。 3 地域の安全性や快適性の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。
	その他当該区域の整備開発及び保全に関する方針	・緑豊かで潤いのある市街地環境を形成するため、地区内では、積極的に既存樹木の保全を図る。

		宮川茅野地区地区計画			
地区の区分	名称	都市計画道路上川橋線沿線地区	国道 20 号沿線地区	住宅地区	
	面積	約 3.2ha	約 0.6ha	約 0.5ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<ul style="list-style-type: none"> 外壁もしくはこれに代わる柱の面は、都市計画道路上川橋線との境界から 1 m 以上後退させる。 		
	建築物等の高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さの最高限度は 15 m とし、かつ、階数は地上 4 階建て以下とする。ただし都市計画道路上川橋線との境界から 6 m 以上離れた区域を除く。 			
	建築物等の色彩その他の意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁および屋根は、街並みとの調和に配慮した色彩や形態とし、華美な色彩はさける。 			
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する屋外広告物は、華美な色彩を避け、その大きさを最小限に抑えることとする。 			
	垣又はさくの構造の制限	<ul style="list-style-type: none"> 区画道路及び街区公園に隣接する敷地において垣やさく等を設置する場合は、生垣又は透過性のある構造とし、周辺の街並みとの調和に配慮したものとする。 			
	土地の利用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな街並みを形成するために、敷地内は積極的に植栽を行い緑化に努めるものとする。また、地区内の既存樹木を保存するように努めるものとする。 			

茅野都市計画 宮川茅野地区地区計画

計画図

